

加東市地域公共交通計画（仮称）の策定について

1 計画策定の背景と目的

1.1 地域公共交通を取り巻く状況

近年の車社会の進展や人口減少、少子高齢化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大によるライフスタイルの変化など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。このままでは、地域で公共交通が成り立たなくなる可能性が危惧されるようになってきました。

地域公共交通の維持・改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり・観光・健康・福祉・教育・環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。そのため、地域公共交通に関わる様々な主体がそれぞれの役割分担のもと、継続的かつ主体的に相互協力し、地域公共交通ネットワークを持続的に形成していく必要があります。

1.2 これまでの取組

こうした状況を踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正法が平成 26 年 11 月 20 日に施行され、地域公共交通の現状や問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、市民・交通事業者・行政の役割を定める地域公共交通網形成計画の策定が各地で進められてきました。本市においても、**平成 29 年 3 月に「加東市地域公共交通網形成計画」を策定**し、加東市における地域公共交通の将来像や基本方針を定め、それを実現するために様々な施策を進めてきました。

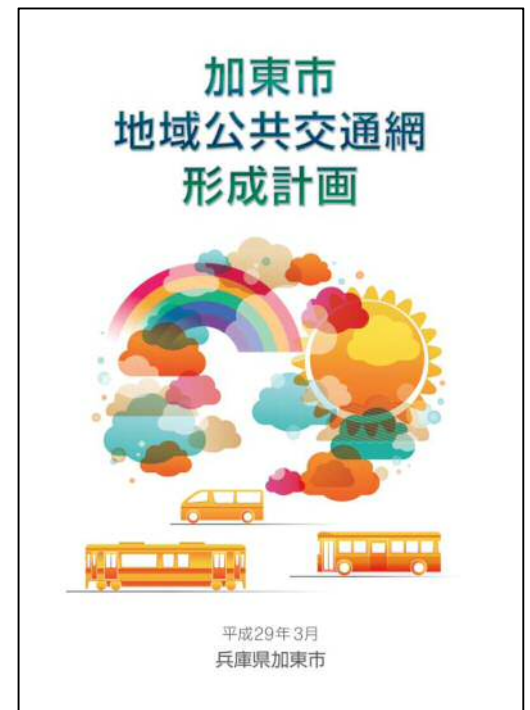


図 1 加東市地域公共交通網形成計画

1.3 今年度の取組（「加東市地域公共交通計画（仮称）」の策定）

令和 2 年 11 月 27 日に、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」等の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体による地域公共交通計画の作成が努力義務となりました。それを受けて、本市では、平成 29 年度から令和 3 年度までを計画期間とする加東市地域公共交通網形成計画を見直し、**今年度に「加東市地域公共交通計画（仮称）」を新たに策定**することで、地域公共交通を取り巻く課題を再確認し、現在の加東市に合った地域公共交通のあり方を定め、それを実現するための施策と具体的な取組内容を示すこととします。

2. 加東市地域公共交通計画の概要

2.1 位置づけ

本計画は、「第2次加東市総合計画」（平成30年3月策定）を上位計画として、「加東市都市計画マスタープラン」（平成31年3月策定）等のまちづくり計画、他分野の計画との整合を図りながら策定します。

2.2 目標年次（計画期間）

本計画は、今後5年間の加東市の地域公共交通のあり方を示すものとし、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

2.3 計画の区域

本計画は、加東市全域の地域公共交通のあり方を示すものとして、市全域を対象区域とします。

【計画策定スケジュール（案）】

		協議会での協議内容 ※		計画策定スケジュール
令和3年	5月	第22回	・予算	● 国庫補助金交付決定
	6月			● 計画策定支援業務の委託 ● アンケート実施・分析
	7月			● 作成方針案作成
	8月	第23回	・地域公共交通網形成計画総括 ・作成方針案	● 計画素案作成 ● アンケート結果(速報)
	9月			
	10月	第24回	・計画素案	● 計画素案修正 ● アンケート結果報告
	11月			
	12月	第25回	・パブリックコメント案	
令和4年	1月			● パブリックコメントの募集
	2月	第26回	・計画最終案	● パブリックコメントの結果発表
	3月			● 計画策定
	4月			計画冊子の印刷・配布